

●香川県告示第319号

香川県サービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年10月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県サービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧規程の一部を改正する規程  
香川県サービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧規程（平成23年香川県告示第394号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>香川県サービス付き高齢者向け住宅登録簿及び住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第10条及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第13条の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅登録簿及び住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(閲覧所の設置)</p> <p>第2条 登録簿を一般の閲覧に供するための場所（以下「閲覧所」という。）をサービス付き高齢者向け住宅登録簿にあっては香川県健康福祉部長寿社会対策課及び香川県土木部住宅課内に、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿にあっては香川県土木部住宅課内に置く。</p>	<p>香川県サービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第10条の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(閲覧所の設置)</p> <p>第2条 登録簿を一般の閲覧に供するための場所（以下「閲覧所」という。）を香川県健康福祉部長寿社会対策課及び香川県土木部住宅課内に置く。</p>

附 則

この規程は、平成29年10月25日から施行する。